

正を検討しているので、了知されたい。特に、認知症介護実践者研修については、

- 指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定認知症対応型共同生活介護事業所の管理者の研修修了要件（指定の要件）である認知症対応型サービス事業管理者研修の受講の要件であること、
- 指定小規模多機能型居宅介護事業所の計画作成担当者の研修修了要件（指定の要件）である小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修の受講の要件であること、
- 指定認知症対応型共同生活介護事業所の計画作成担当者の研修修了要件（指定の要件）であること

を踏まえ、研修の一定の質を確保する観点から、実施要綱等の改正を検討している（資料参照）ので、了知されたい。

なお、介護保険関係の地方単独事業に対しては、都道府県分で24億円程度の地方交付税措置（全国ベース）が講じられているところであり、今後、これらの研修を地域の実情に応じて引き続き実施する場合には、そのような財源の活用も検討されたい。

また、認知症介護研究・研修センター（東京、仙台、大府）においては、平成20年度以降においても引き続き認知症介護指導者研修を実施することとされている。募集要綱については、別途各センターから連絡があるので、自治体からの受講者の推薦等の配意をお願いしたい。なお、平成21年度以降の当該研修のカリキュラムについては、見直しが検討されているので、念のため申し添える。

5 高齢者虐待防止対策の推進について

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成17年1月9日法律第124号、平成18年4月1日施行。以下「法」という。）の施行初年度である平成18年度の各自治体における対応状況等について、平成19年5月～6月にかけて全国調査（以下「平成18年度調査」という。）を行ったところであり、調査への協力について感謝申し上げる。

平成18年度調査の結果については、平成19年9月には暫定版を、平成19年12月には確定版として公表を行った。確定版は厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/boushi.html>）に掲載中である。

平成19年度の対応状況等についても、平成20年4月～6月を目途に同様の調査を行うことを予定しているのでご協力をお願いしたい。なお、調査項目は、基本的には平成18年度調査を踏襲し、大幅な変更は考えていないが、細部については一部変更する予定である。

なお、調査結果等を踏まえ、法の適切かつ円滑な運営を確保するための留意事項等を平成19年10月9日付けの事務連絡（資料参照）で発出したところである。当該事務連絡の趣旨にある「高齢者虐待の発生予防・早期発見のための取組み」、「高齢者虐待防止ネットワークの構築」、「専門的人材の確保等」の着実な実施について、管内市町村、関係団体、関係機関等に対する指導及び支援をお願いしたい。

また、法第18条に義務として規定されている養護者による高齢者虐待の防止、通報、届出の受理等に関する窓口となる部局の設置及び周知の実施状況について、「養護者による高齢者虐待の防止、通報、届出の受理等に関する窓口部局の設置及び周知に関する実施状況調査の実施について」（平成20年1月29日老推発第0129002号老健局計画課認知症・虐待防止対策推進室長通知）により平成18年度末までに未実施の市区町村を対象に都道府県の協力のもと調査を実施したところである。その結果、窓口となる部局の未設置は平成18年度末の158市区町村から平成20年1月末現在12市区町村へ、窓口の周知について未実施は平成18年度末の599市区町村から平成20年1月末現在70市区町村へと減少していたものの、解消には至っていないことから、引き続き当該市区町村（資料編に記載）に対する指導をお願いしたい。

なお、日本社会福祉士会及び日本弁護士連合会では、虐待の判断、事実確認、被虐待者の保護のための措置、養護者の支援等にそれぞれの専門性を活かした助言等を行う「高齢者虐待対応専門職チーム」活動に取り組まれており、国庫補助事業である「高齢者権利擁護等推進事業」の実施に当たっても有用であると考えられるので、各都道府県の実情に応じて活用等を検討されたい。